

令和 7 年仙審第 1 号

裁 決

遊漁船 A 乗揚事件

受 審 人 a

職 名 A 船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官荒木信也出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を 1 か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和 6 年 7 月 14 日 23 時 20 分

秋田県本荘港

2 船舶の要目

船 種 船 名 遊漁船 A

総 ト ン 数 3.78 トン

登 錄 長 9.10 メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

出 力 169 キロワット

### 3 事実の経過

#### (1) 構造及び設備

Aは、昭和54年9月に進水し、操舵室及び機関室を船体中央に配置し、操舵室前部に左舷側から魚群探知機能付きG P S プロッター、磁気コンパス、自動操舵装置、機関パネル及び配電盤を、右舷側壁の室内側にダイヤル式操舵リモコンをそれぞれ備え、同室後方出入口外側の甲板に長さ0.7メートル、幅0.8メートル、高さ0.5メートルの操縦者用の台（以下「操縦台」という。）を置き、同出入口直上に風防を、同風防の左舷側に機関操縦レバーをそれぞれ設置し、遊漁に従事するときの最大とう載人員が旅客8人及び船員1人のF R P 製小型兼用船であった。

#### (2) 本荘港

本荘港は、東方から西方に流れる子吉川の河口港で、港奥に本荘漁港が所在し、同川河口の右、左両岸からそれぞれ1つの防波堤が西方に向けて築造され、両防波堤間の幅が約200メートルあり、同防波堤先端から子吉川約1,200メートル上流までは、南方に向かって緩やかに湾曲しており、岸を照らす照明設備がなかった。

#### (3) a 受審人の経歴及び平素の帰航状況

a受審人は、（一部省略）毎年7月から10月までの間12回程度本荘漁港を夜間に出航しており、令和5年11月以降出航していなかった。

また、a受審人は、平素、本荘漁港に帰航する際、防波堤先端から子吉川約1,200メートル上流までの湾曲部では、同川河口の左岸付近に存在する浅所を避ける目的で、右岸寄りを直進して同浅所を通過したのち、右方に転針し、その後子吉川の屈曲に合わせて東行していた。

#### (4) 本件発生に至る経緯

Aは、a受審人が1人で乗り組み、釣り客6人を乗せ、遊漁の目的で、船首0.3メートル船尾2.0メートルの喫水をもって、令和6年7月14日18時00分本荘漁港を発し、本荘港西方沖合の釣り場に向かった。

a受審人は、19時00分前示釣り場に至って遊漁を開始し、22時45分遊漁を終えて同釣り場を発進して帰途に就き、航行中の動力船を示す法定灯火を表示し、ノースアップ表示で4海里レンジ設定としたG P Sプロッターを作動させ、操縦台に立った姿勢で操船に当たり、本荘港西方沖合を東行して同港防波堤先端付近に至り、23時10分僅か過ぎ秋田県由利本荘市所在の三等三角点流連（以下「流連三角点」という。）から240.5度（真方位、以下同じ。）1,600メートルの地点で、針路を094度に定め、3.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵により進行した。

a受審人は、子吉川右岸に設置された消波ブロック群の切れ目が左舷正横となったときに右方に転針することとして同切れ目を探しながら続航し、23時16分半僅か過ぎ流連三角点から223.5度1,160メートルの地点に達したとき、船首方の右岸まで320メートルとなり、その後同右岸に向首進行する状況となつたが、左舷方の消波ブロック群の切れ目を探すことに気を奪われ、G P Sプロッターを活用して子吉川右岸までの距離を把握するなど、船位の確認を十分に行わなかつたので、この状況に気付かなかつた。

こうして、a受審人は、子吉川右岸に向首したまま続航し、23時20分流連三角点から209度990メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、同右岸至近の浅所に乗り揚げた。

当時、天候は曇りで風力 1 の北東風が吹き、潮候は下げ潮の初期に当たり、視界は良好、月齢は 8.2、月没時刻は 23 時 10 分であった。

乗揚の結果、船底外板に破口、キールに亀裂、推進器翼に欠損をそれぞれ生じ、のち廃船処理された。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、夜間、本荘港において、本荘漁港に向けて帰航中、船位の確認が不十分で、子吉川右岸に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、本荘港において、本荘漁港に向けて帰航中、子吉川河口付近の湾曲部を東行する場合、同川右岸に向首進行することのないよう、GPS プロッターを活用して同右岸までの距離を把握するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、左舷方の消波ブロック群の切れ目を探すことに気を奪われ、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、子吉川右岸に向首進行している状況に気付かずに続航し、同右岸至近の浅所に乗り揚げる事態を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を 1 か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 7 年 12 月 17 日

仙台地方海難審判所

審判官 八田一郎